長万部町子どもの読書推進計画
（第３期）

令和７年～令和11年

長万部町教育委員会

目次

第１章　はじめに

１　計画の土台　p2
２　なぜ読書活動が大切なのか　p2
３　誰のための計画なのか　p2
４　計画の期間　p3
５　計画の基本理念　p3

第2章　子どもの読書の現状について

１　第2期計画の目標　p4
２　第2期計画の成果と今後の更なる発展に向けた視点　p4

第3章　第3期計画の内容

１　目標　p6
２　取り組みの方向性　p6

参考資料

※1　子どもの読書活動の推進に関する法律　p7
（平成13年12月12日法律第154号）　p7
※2　第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」　別紙２
※3　北海道子どもの読書活動推進計画〈 第五次計画 〉　別紙３
※4　（図）各期の利用者数（延べ）と利用冊数（長万部町図書館利用統計より）　p9

第１章　はじめに

この章では「長万部町子どもの読書活動推進計画」について、計画の土台となる法的背景について説明します。

１　計画の土台について

「長万部町子どもの読書活動推進計画（第3期）」（以下、「本計画」）は、以下の 3 点に基づいて長万部町教育委員会が策定しました。

（1）子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）※1
（2）第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」※2
（3）北海道子どもの読書活動推進計画〈 第五次計画 〉※3

また、本計画は平成22年に策定した「長万部町子どもの読書活動推進計画」およびその第2期計画の流れを汲みつつ、コロナ禍以降の環境の変化に対応するために新たに計画しました。

２　なぜ読書活動が大切なのか

本計画のもととなった「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条（基本理念）には、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、（以下略）」とあります。

また、少子化により子ども同士の人間関係がほぼ固定化されている長万部町の現状にとって、新しい視点を提示し著作者や登場人物と精神的なつながりを得ることのできる読書活動は非常に有意義なものであると考えます。

３　誰のための計画なのか

本計画は、おおよそ18歳までの長万部町民および長万部町に通う子どもたちを対象とします。なお、下記のとおり18歳までを大きく4つの期間に分けて、各期の特徴に応じて読書活動を推進します。

（1）乳幼児期（0～6歳）
（2）小学生期（6～12歳）
（3）中学生期（12～15歳）
（4）高校生期（15～18歳）

4　計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

5　計画の基本理念

長万部町の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、地域・学校・家庭の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

第2章　子どもの読書の現状について

この章では前計画の内容とその評価をもとに長万部町の子どもの読書環境について説明します。

1　第2期計画の目標

「長万部町子どもの読書活動推進計画（第2期）」は、令和2年度から令和6年度までの5年間を期間として策定されました。その目標は以下の3点です。

（1）　子どもの読書活動の環境整備
（2）　子どもの読書に親しむ機会提供
（3）　子どもの読書活動の啓発活動

2　第2期計画の成果と今後の更なる発展に向けた視点

（1）　子どもの読書活動の環境整備

①　取組・成果

・長万部町図書館（以下、「図書館」）で「北海道青少年のための200冊」などを参考に、年に5回絵本・児童書の集中購入を行っています。その際に読書バリアフリーの観点から点字図書の充実も図っています。
・図書館では児童コーナーの本棚の配置を変更し、絵本の並びをわかりやすくしました。
・図書館では「おはなしコーナー」のマットを新調し、より居心地の良い空間に近づけました。
・図書館内に授乳やおむつ交換ができる個室「ベビールーム」を設置し、乳幼児連れの利用者がより利用しやすい環境を整えました。
・正規職員の司書を図書館に配置しました。
・長万部町立長万部中学校の学校図書館のレイアウトを一新しました。その際に配置図書の見直しも併せて行いました。

②　今後の更なる発展に向けた視点

・全体的な子どもの図書館利用者増加を目指します。※4
・特に中学生期と高校生期の図書館利用増加に注力します※4。

（2） 子どもの読書に親しむ機会提供について

① 取組・成果

・図書館で、役場保健福祉課が実施している7か月健診の際に、絵本と図書館ガイドなどを贈るブックスタート事業を継続しています。

・図書館で認定こども園マリア幼稚園、いずみ保育所に移動図書館車「あやめ号」で毎月貸し出しを行っています。長万部町立さかえ保育所には令和6年度から絵本の団体貸し出しを行っています。

・図書館から長万部町立長万部小学校（以下、長小）に隔月、各学年に 20 冊ずつ図書の団体貸し出しを行っています。長小の「年間指導計画」を参考に、授業内容と関連する図書の選書を心がけています。

・図書館から学童保育所ななかまどに毎月 60 冊図書の団体貸し出しを行っています。月ごとにテーマを設定して選書しています。また、選書の狙いなどを記載した選書紹介様式を添付しています。

② 今後の更なる発展に向けた視点

・ブックスタート以降の家庭における読書推進活動に対するアプローチを拡大します。

（3） 子どもの読書活動の啓発活動

① 取組・成果

・図書館で読書運動推進協議会が定める「こどもの読書週間」（4／23～5／12）に合わせて子ども向けの図書館イベントを開催しています。

・図書館で読書運動推進協議会が定める「読書週間」（10／27～11／9）に合わせて開催している図書館イベントにおいて、子ども向けの企画も盛り込んでいます。

・図書館で12月に子ども向けの図書館クリスマスイベントを開催しています。

②今後の更なる発展に向けた視点

・図書館イベントの参加者数増加を目指します。

第3章　第3期計画の内容

この章では、第1章および第2章をもとにして、本計画の目標と、各目標に対する取組の方向性を示します。

1　目標

(1)町全体で取り組む本に触れる習慣作り

(2)本を読まない子どもの割合(不読率)を減らす

(3)子どもの読書活動の実態を把握する

2　取り組みの方向性

(1)地域での取り組み

・目標(1)(2)に対して、積極的に図書館の外での活動(屋外での読み聞かせなど)を企画することにより、「図書館を利用しない子ども」へのアプローチを行います。

・目標(2)(3)に対して、「そもそも子どもは本当に本を読んでいないのか」「読んでいないのであれば理由は何か」など子どもの現状を知る機会と子どもの意見を聞く機会を積極的に設け、より効果的な取り組みへつなげます。

・目標(3)に対して、上記の意見聞き取りなどからは把握できない潜在的なニーズを探るために、多様な取り組みを試みます。

(2)学校での取り組み

・目標(1)(2)に対して、授業での図書館活用や図書館司書への講師派遣依頼を行うなどの図書館との連携を強化します。

・目標(3)に対して、図書館からの調査依頼に対応します。

(3)家庭での取り組み

・図書館のカウンター業務より、目標(1)(2)の達成のための最も大きな要因は「身近な大人が本を読んでいること」だと考えます。そのため、子どもへの直接的なアプローチに加え、保護者世代の読書推進活動を強化します。

参考資料

※1　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）
平成十三年法律第百五十四号
子どもの読書活動の推進に関する法律
（目的）
第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。
（基本理念）
第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。
（国の責務）
第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業者の努力）
第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。
（保護者の役割）
第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。
（関係機関等との連携強化）
第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。
（子ども読書活動推進基本計画）
第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
2　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
2　子ども読書の日は、四月二十三日とする。
3　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
附　則
この法律は、公布の日から施行する。
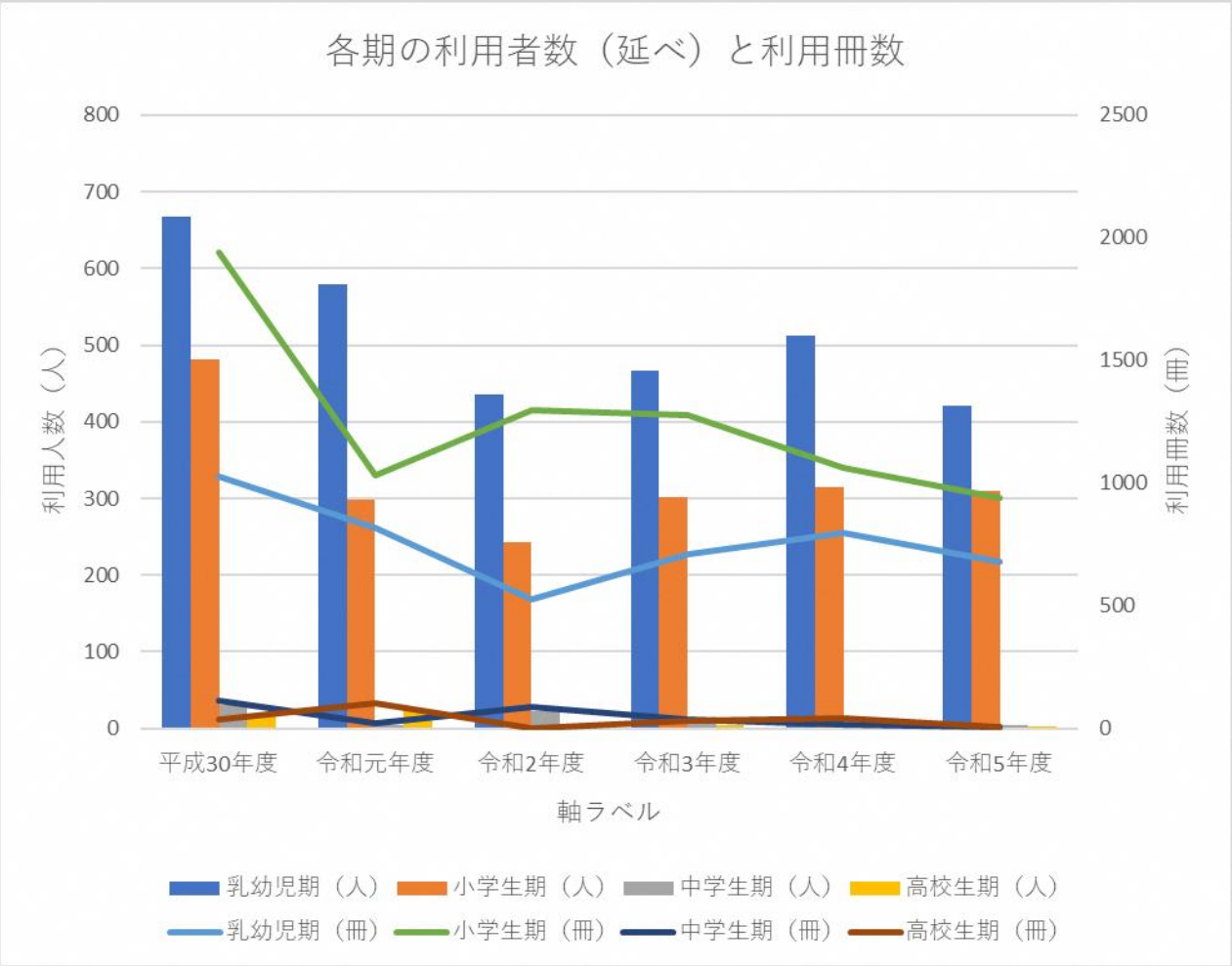
※2　第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 別紙2参照
※3　北海道子どもの読書活動推進計画〈 第五次計画 〉　　別紙3参照
※4　(図)各期の利用者数(延べ)と利用冊数(長万部町図書館利用統計より)